

『誰もが生き生きと安心して働ける 元気な大阪』の実現に向けて

大阪労働局では、「大阪労働局 行政運営方針」を策定し、「大阪労働局の目指すもの」として目標を掲げております。

大阪労働局の目指すもの

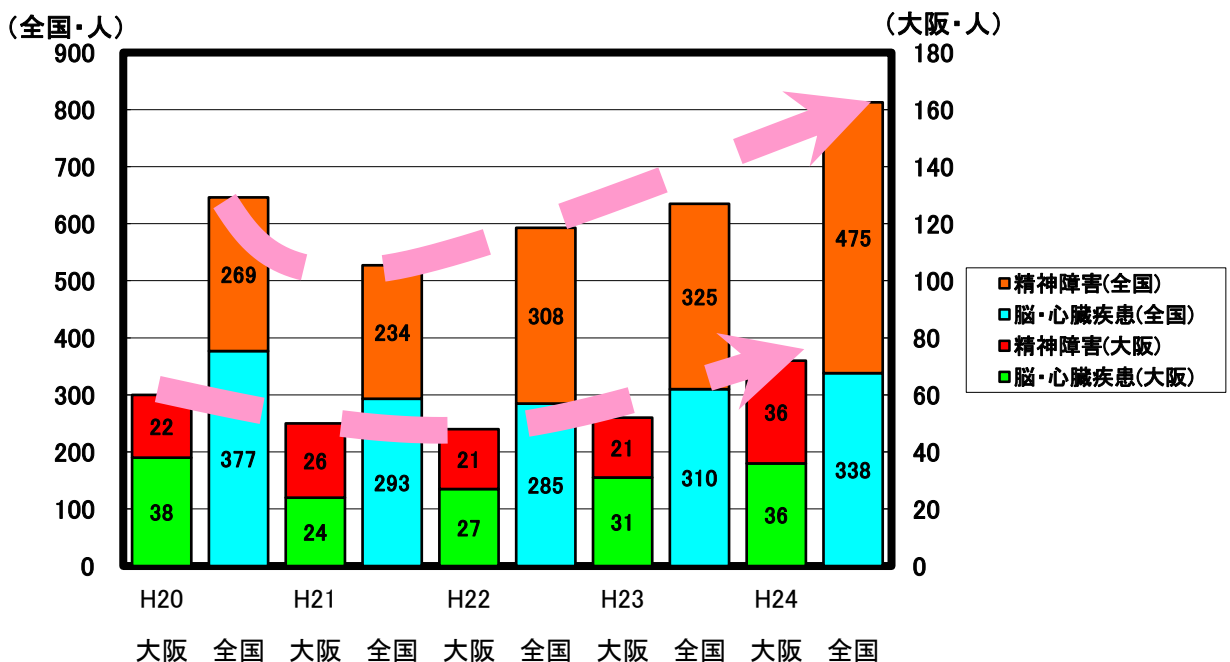
- 働く意欲があるすべての人々の雇用の場の確保
- 健康が確保され安全で安心な職場の実現
- 働きがいのある公正な労働環境の整備
- 仕事と生活の調和の実現
- 効率的かつ効果的な行政運営の推進

「大阪労働局の目指すもの」の実現のために、例えば、次のような取組を実施しております。

○ 雇用の安定及び職場環境の改善を図るための施策

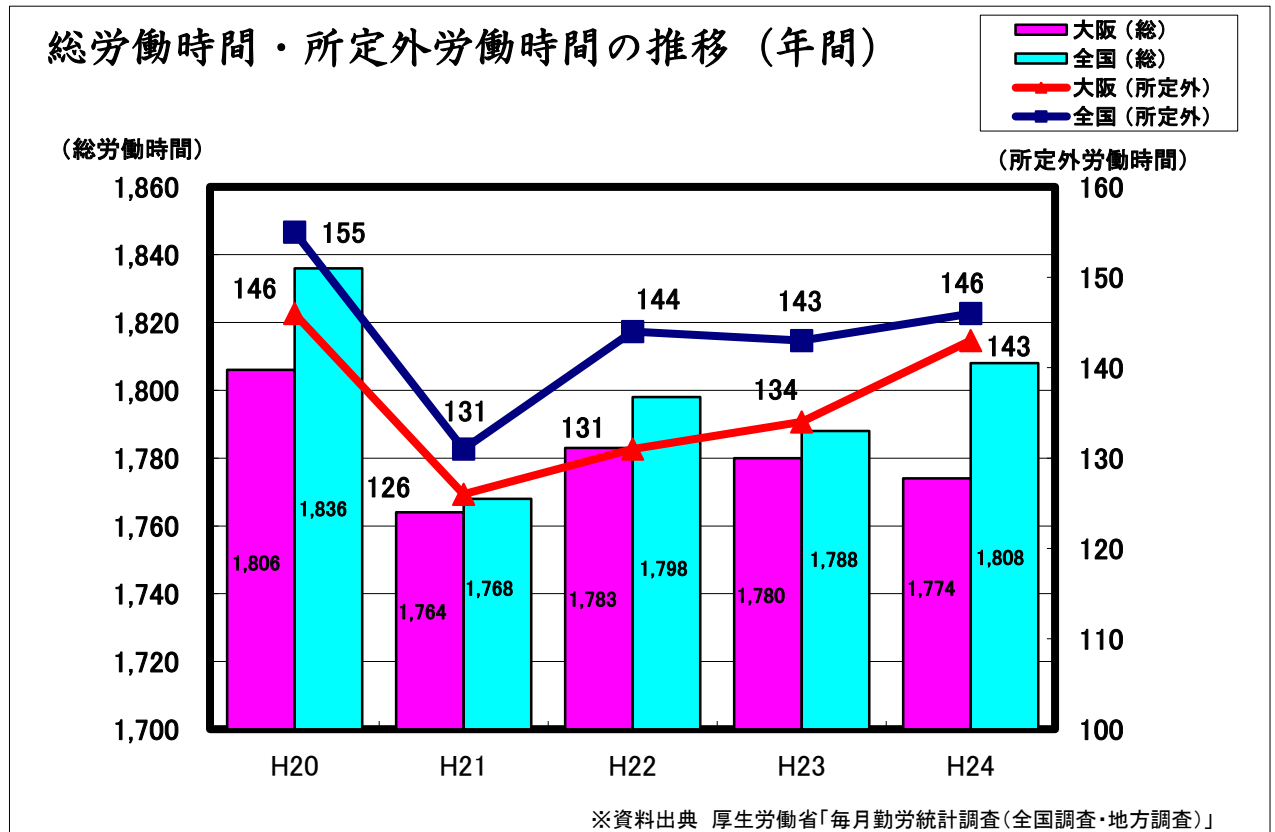
①現状

「脳・心臓疾患」・「精神障害」の労災補償状況



※資料出典 大阪労働局 6月記者発表資料「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況について」

総労働時間・所定外労働時間の推移（年間）



②取組

○若者の雇用の安定を図っています。

- ・ジョブサポーターを活用し、新卒者、既卒者への担当者制等によるきめ細やかな支援を行うとともに、高校、大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進めています。
- ・「大阪新卒応援ハローワーク」を拠点として、ジョブサポーターを配置し、主に現役大学生を対象に、大学への恒常的な出張相談や、大学等の協力を得て未内定者の全員登録、集中支援等、新規学卒者等への就職支援の強化を図っています。

○長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行っています。

- ・若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、重点的な監督指導を実施しています。また、9月を「過重労働重点監督月間」として集中的な取組を行いました。

【重点確認事項：時間外・休日労働、賃金不払残業、長時間労働などについて】

○若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談にしっかり対応しています。

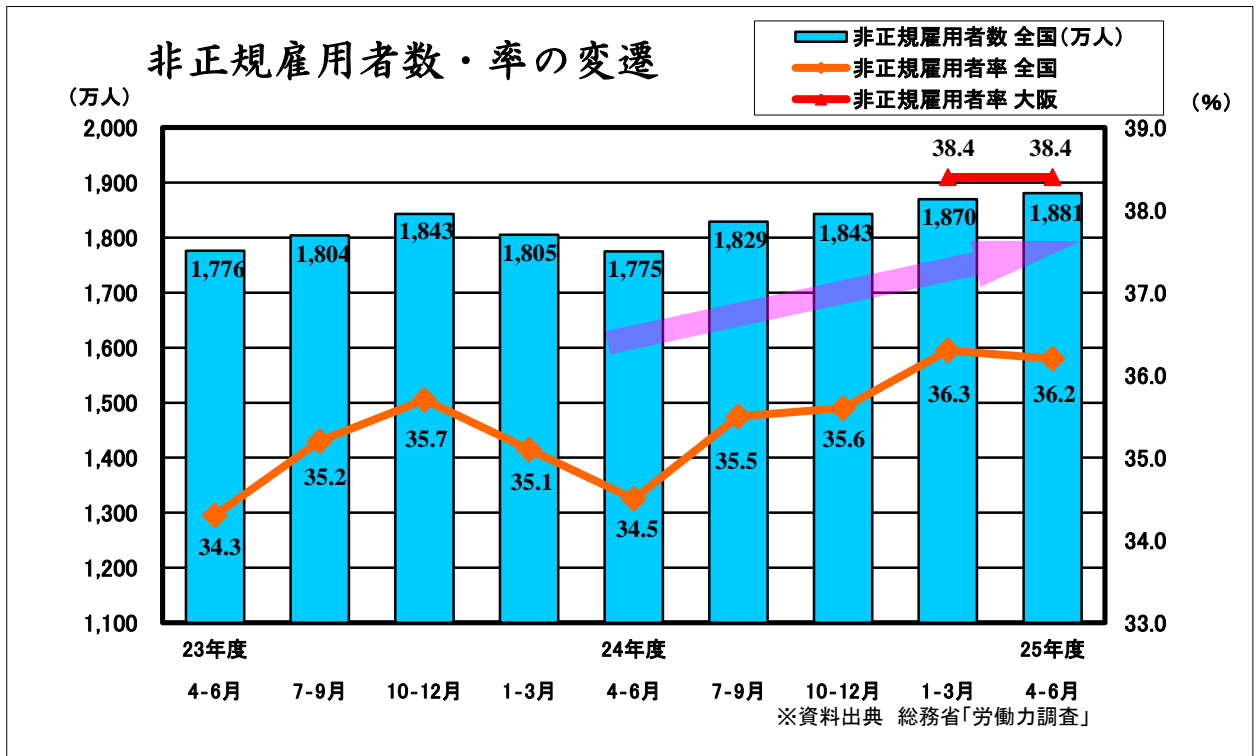
- ・労働基準法の施行日である9/1(日)に、全国8ブロックで「電話相談」を実施しました。9/1(日)の1日のみで全国で1,042件、近畿2府4県で200件の電話相談を受け付けました。
- ・9/2(月)以後も「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付けています。
- ・新卒応援ハローワークにおいて、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の情報や相談を受け付け、労働基準法等の違反が疑われる企業等については労働基準監督署に情報提供を行っています。労働基準監督署は、その情報の内容を踏まえ、監督指導を実施しています。

○職場のパワーハラスメントの予防・解決を促進しています。

- ・パワーハラスメント(パワハラ)によって若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ、関係者に幅広く周知・啓発しています。

○ 非正規雇用のキャリアアップを図るための施策

①現状



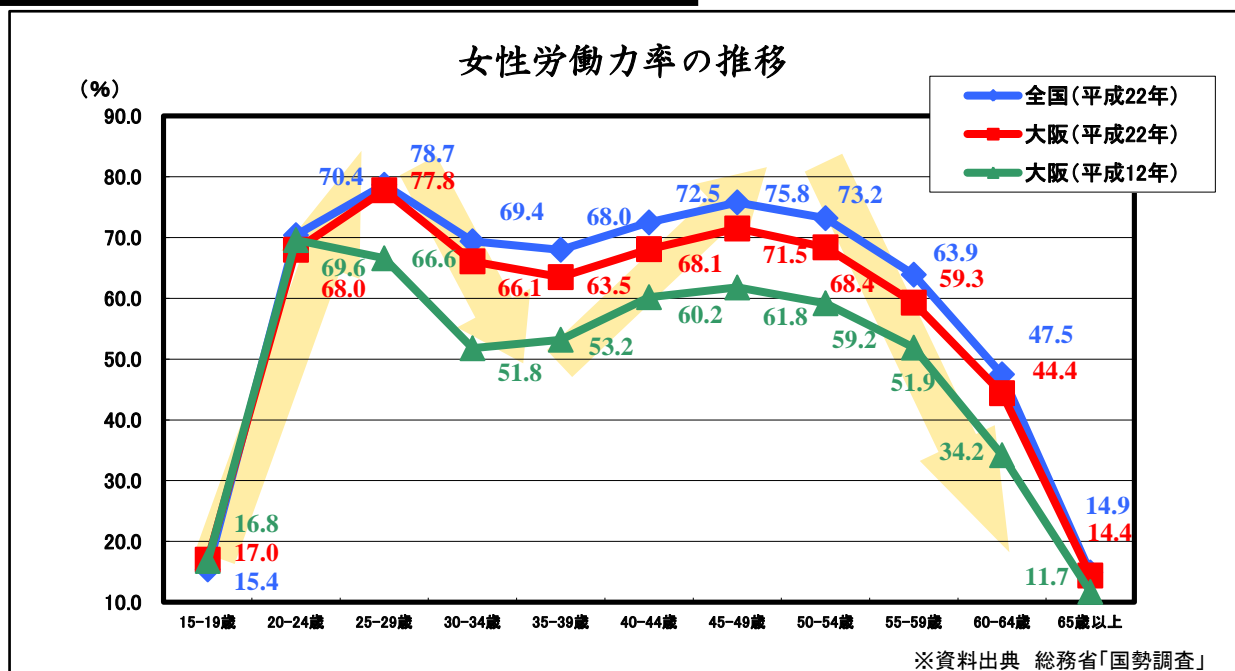
②取組

○非正規雇用労働者の雇用対策を推進しています。

- ・非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ支援のための事業主の取組を促進する包括的な助成処置(「キャリアアップ助成金」)について、積極的な活用を促すとともに、キャリアアップに関するガイドラインを周知し、事業主の実情に応じたきめ細やかな相談支援を行っています。
- ・正社員求人を積極的に開拓するとともに、職業相談、職業紹介やトライアル雇用の活用により、正社員としての就職を支援しています。
- ・大阪キャリアアップハローワーク(非正規労働者総合支援センター)において、担当者制によるきめ細やかな就職支援機能を強化するとともに、地方自治体等とも連携し、心の健康相談を実施する等、就職支援と生活・住宅支援を一体的に実施しています。
- ・若年人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)を活用し、非正規雇用の若年者(35歳未満)の雇用の安定及び職業能力の向上に取り組んでいます。

○ 女性労働力の活用を図るための施策

①現状



②取組

○女性の就業希望等の実現を推進しています。

- ・大阪マザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、子供連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制の実施等きめ細やかな就職支援を行っています。
- ・児童等を扶養する母子家庭の母等について、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、試行雇用事業の活用等により早期就職の促進を図っています。
- ・ハローワークの求人受理時等に、男女雇用機会均等法等についての周知を図るとともに、高校、大学等における職業意識形成支援の場において、女子生徒等の意識啓発の取組を実施しています。

○仕事と家庭の両立支援のための周知啓発を行っています。

- ・仕事と家庭の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を推進し、男性の育児休暇取得促進のための周知啓発に取り組んでいます。

大阪労働局 行政運営方針については下記URLに掲載しております。

【詳細版】 <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/osaka-roudoukyoku/H25/uneihousin/H25uneisyousai.pdf>

【PR版】 <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/osaka-roudoukyoku/H25/uneihousin/H25aramasi.pdf>

平成25年度 上半期の大阪労働局の取組について

《誰もが生き生きと安心して働ける元気な大阪》

- I 働く意欲があるすべての人々の雇用の場の確保
- II 健康が確保され安全で安心な職場の実現
- III 働きがいのある公正な労働環境の整備
- IV 仕事と生活の調和の実現
- V 効率的かつ効果的な行政運営の推進

I 働く意欲があるすべての人々の雇用の場の確保

	重点施策	数値目標	達成状況等（9月末時点）
1	ハローワークの職業紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○就職率（常用）28%以上 ○求人充足率（常用）23.7%以上 ○雇用保険受給者早期再就職割合27%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○就職率（常用）29.2% ○充足率（常用）23.7% ○雇用保険受給者早期再就職割合28.3% （8月末現在） <p style="text-align: center;">※9月末内容は11月下旬確定予定</p>
2	若者の就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ○高校生就職内定率98%以上（H26.3時点） ○学卒ジョブサポーターによる正社員就職者数10,700人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○高校生就職内定率47.3% （前年同月 2.4P増） ○ジョブサポーターによる正社員就職者数5,369人（進捗率50.2%）
3	子育て女性等に対する就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ○担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率87%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○担当者制による就職率 86.9%
4	高齢者の雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者総合相談窓口での担当者制による就労支援を受けた者の就職率36%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○担当者制による就職率 48.7%
5	ハローワークにおける障害者の雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者就職件数4,177件以上 ○平成26年6月雇用状況報告において雇用率達成企業割合50%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○就職件数 2,671件（進捗率63.9%） ○平成25年6月雇用率達成企業割合 40.7% ○障害者就職面接会の開催 （25.5.13） 参加企業数58社 参加求職者数492名 就職者数33名 （25.10.3） 参加企業数89社 参加求職者数898名 就職者数（選考中）
6	雇用のセーフティネットの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○求職者支援訓練終了後3カ月後の就職率 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎コース60%以上 ・実践コース70%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○求職者支援訓練終了後3カ月後の就職率（H25.4修了まで） <ul style="list-style-type: none"> ・基礎コース88.9% ・実践コース81.0%

	重点施策	数値目標	達成状況等（9月末時点）
7	生活保護受給者等に対する就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給者及び住宅手当受給者等に対する就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者10,870人以上 ・就職者数4,890人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者数 2,437人（進捗率 22.4%） ・就職者数 1,567人（進捗率 32.0%） ※進捗率が目標の50%を下回っているため、下半期に向けて、取組の改善、強化が必要

II 健康が確保され安全で安心な職場の実現

8	申告・相談等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○個別労働紛争に係る助言・指導を、1カ月以内に処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○申告処理（受理）件数 平成25年度 1,789件（前年同期 1,767件） ○申告処理件数は24年に比して微増しており、依然として高水準で推移。主な申告内容は賃金不払、解雇等であるが、迅速・的確に対応している。 ○個別労働紛争に係る助言・指導処理状況 1ヶ月以内完結 352件（93.6%）
9	働くルールの周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○各署において、地区協会と連携し、 <ul style="list-style-type: none"> ①改正労働契約法 ②労働基準法等働くルールに関する説明会 をそれぞれ1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○改正労働契約法説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・局実施 5回 1,044人参加 ・署実施 12回 795人参加 ○労働基準法等説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・局実施 28回 7,989人参加
10	過重労働を解消し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、働き方・休み方の見直しの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップの開催をコンサルタント1人1件の割合で年間8回開催 ○参加事業場の過半数において労働者代表の出席を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○長時間労働が可能な時間外協定届を提出している事業場対象とする取組 <ul style="list-style-type: none"> ・自主点検 1,557件 ・ワークショップの開催 9月25日 4社9人出席（うち労働者代表4人） 10月22日、11月7・13・22日開催予定 ・集団指導（セミナー）の開催 11月18日開催予定

	重点施策	数値目標	達成状況等（9月末時点）
11	労働災害の減少を図るための労働者の安全と健康確保対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡災害発生件数を平成24年より減少 ○休業4日以上労働災害による死傷者数を2.8%以上減少 	<p>○死亡災害は42人と対前年（41人）比で1人（2.4%）増加した。前年に比べ交通労働災害の被災者が7人から15人に倍増しており、目標達成に向け、予断を許さない状況である。</p> <p>○休業4日以上死傷者数は5,032人と対前年（5,300人）比で268人（5.1%）減少し、目標とする水準を確保している。</p> <p>○労働者の健康確保の推進について、化学物質による健康障害防止対策として、化学物質の製造者に対し、譲渡・提供時の容器へのラベル表示・SDSの交付状況について調査を実施しており、調査結果に基づき指導を実施していくこととしている。 また、事業場における安全衛生管理体制の整備を図るために、指導を実施している。</p>
12	労災保険の迅速・適正な処理等	—	<p>○概ね長期未決となる6か月までに処理が行われていたが、調査項目が多岐に亘る脳・心臓疾患及び精神障害事案については、一部が6か月以上の期間を要していた。</p>

Ⅲ 働きがいのある公正な労働環境の整備

13	非正規雇用の労働者の雇用の安定、処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○有期契約労働者等の企業内キャリアアップ計画の承認件数102件以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○キャリアアップ計画承認件数 1,083件
----	-----------------------	---	---

	重点施策	数値目標	達成状況等（9月末時点）
14	労働者派遣事業等の適正な運営の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○新規許可申請の実地調査に加え、届出に係る実地調査を年50件以上 ○指導監督件数を前年度実績以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○届出に係る実地調査 8件 （今年度からの新規目標） ○指導監督状況 <ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣元指導324件（前年同期343件） （前年度実績664件） ・派遣先指導 20件（前年同期 36件） （前年度実績 67件） 職業紹介事業 <ul style="list-style-type: none"> ・個別指導 107件（前年同期101件） （前年度実績205件） 請負関係事業 <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談 75件（前年同期 58件） （前年度実績111件）
15	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策、均等・均衡待遇の実現を図るための施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ポジティブ・アクション取組を助言した事業主のうち、取組を実施・予定することを報告した割合を80%以上 	○75.0%
16	最低賃金制度の適切な運営	—	<ul style="list-style-type: none"> ○最低賃金審議会の運営及び改正決定 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府最低賃金 <ul style="list-style-type: none"> 7/9 改正諮問 8/21 答申 9/18 改正決定(官報公示) 時間額819円（+19円） 10/18 発効 ・特定（産業別）最低賃金 <ul style="list-style-type: none"> 7/ 9 7業種について改正決定の必要性を諮問 7/30 塗料、機械、電機、鉄鋼について、「改正に係る調査審議の必要性あり」との答申 8/21 非鉄、自動車・同附属品製造、自動車小売について、「改正に係る調査審議の必要性あり」との答申改正(金額)諮問 <p>答申及び改正（発効）については、8月19日から10月3日まで、各特定(産業別)最低賃金専門部会において審議され、全ての専門部会において全会一致で結審し、7円～10円引き上げることが適当との答申がなされ、9月30日から11月1日までに改正決定（官報公示）した。</p>

	重点施策	数値目標	達成状況等（9月末時点）
			<p>○最低賃金の改定の周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコミに公表し、当局ホームページに掲載するとともに、署・所においてもポスター、リーフレットにより周知・広報を実施している。 ・府内の全43市町村に対し、広報紙への掲載及び市町村が設置する庁舎内外の電光掲示板への掲載を依頼した。 ・関係行政機関、市町村、関係団体等にポスター・リーフレットを配布し、協力を依頼した。 ・大阪府及び大阪市等の地方公共団体の発注部署に対し、最低賃金の改正を考慮して発注を行うよう依頼した。 <p>○最低賃金履行確保に係る主眼監督</p> <p>平成24年度 監督指導 630件 違反 76件(違反率 12.1%) 平成25年度は第4四半期に予定</p> <p>○ワンストップ無料相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府最低賃金総合相談支援センターを設置（大阪府社会保険労務士会に委託）し、経営課題と労務管理の相談等にワン・ストップで対応している。（本年度から相談支援コーナー2か所を廃止） ・相談件数 平成25年度 411件 （前年同期 308件） ・専門家派遣件数 平成25年度 37件 （前年同期 43件）

	重点施策	数値目標	達成状況等（9月末時点）
17 〔10の再掲〕	過重労働を解消し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、働き方・休み方の見直しの促進	○ワークショップの開催をコンサルタント1人1件の割合で年間8回開催 ○加事業場の過半数において労働者代表の出席を促進	○長時間労働が可能な時間外協定届を提出している事業場対象とする取組 ・自主点検 1,557件 ・ワークショップの開催 9月25日 4社9人出席（うち労働者代表4人） 10月22日、11月7・13・22日開催予定 ・集団指導（セミナー）の開催 11月18日開催予定
18 〔8の再掲〕	申告・相談等への対応	○個別労働紛争に係る助言・指導を、1カ月以内に処理	○申告処理（受理）件数 平成25年度 1,789件（前年同期 1,767件） ○申告処理件数は24年に比して微増しており、依然として高水準で推移。主な申告内容は賃金不払、解雇等であるが、迅速・的確に対応している。 ○個別労働紛争に係る助言・指導処理状況 1ヶ月以内完結 352件（93.6%）

IV 仕事と生活の調和の実現

19	職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進	○基準適合一般事業主認定件数を前年度実績以上	○上半期認定件数11件 （前年同期：10件） （前年度実績：13件）
20 〔10の再掲〕	過重労働を解消し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、働き方・休み方の見直しの促進	○ワークショップの開催をコンサルタント1人1件の割合で年間8回開催 ○参加事業場の過半数において労働者代表の出席を促進	○長時間労働が可能な時間外協定届を提出している事業場対象とする取組 ・自主点検 1,557件 ・ワークショップの開催 9月25日 4社9人出席（うち労働者代表4人） 10月22日、11月7・13・22日開催予定 ・集団指導（セミナー）の開催 11月18日開催予定

V 効率的かつ効果的な行政運営の推進

	重点施策	数値目標	達成状況等（9月末時点）
21	総合労働行政機関としての機能の発揮	○広報について、掲載実績を年間180件以上	○新聞掲載実績152回、テレビ放送回数27回、合計179回（前年同期：62回）
22	個人情報漏えい防止及び綱紀の保持等	○漏えい件数について前年度実績の半減	○漏えい件数14件、うち当局の瑕疵なし1件（前年同期：14件） （前年度実績：23件）
23	行政事務のコスト削減の推進	○施設維持管理費及び業務処理経費を前年度実績より削減	○前年度同期実績に比して、1.7%の削減（8月末）
24	労働保険料の収納率の維持・向上	○収納率及び差押え等の強制措置の件数を前年度実績以上	○収納率及び差押え件数ともに、前年同期を上回った。 ・収納率：39.70% （前年同期：36.19%） （前年度実績：97.61%） ・差押え件数：173件 （前年同期：134件） （前年度実績：356件）
25	労働保険未手続事業一掃対策の推進	○成立手続指導に係る成立件数及び職権による成立手続実施件数を前年度実績以上	○平成25年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施。 ・手続指導による自主成立 成立数：479件 （前年同期：219件） （前年度実績：657件） ・職権による成立（※自主成立を拒んだもの） 成立数：24件 （前年同期：30件） （前年度実績：58件）
26	地球温暖化対策への取組	○平成25年度電力消費量平成22年度比20%減	○平成22年度同期実績に比して、25.1%の削減（8月末）